

(案)

令和8年 月 日

上尾市立小・中学校通学区域審議会 会長 様

上尾市教育委員会

上尾市立平方北小学校の通学区域の見直しについて（諮問）
このことについて、上尾市立小・中学校通学区域審議会条例（令和2年3月26日条例第10号）第1条の規定により諮問します。

記

1. 諮問事項

上尾市立平方北小学校の通学区域の見直しについて

2. 諮問理由

「上尾市学校施設更新計画基本計画」（令和5年3月改定）では、学校規模の適正化方針を定めています。

上尾市立平方北小学校（以下「平方北小学校」という。）は、令和2年度から現在まで全ての学年で単学級であり、その状態が今後も継続することが見込まれており、子供たちの学びに望ましい学校規模の実現のため、学校の再編が必要であると考えます。

このため、平方北小学校の通学区域の見直しについて、現状の通学区域にとらわれず、多角的な視点から審議会委員の皆様よりご意見をいただきたく諮問いたします。

3. 審議事項

- （1）平方北小学校通学区域の各地区における、隣接校（平方小学校、大石南小学校、平方東小学校）への再編の方向性について
- （2）指定校以外の学校を選択できる特例措置（指定校変更等）を設定することの可否、及び選択対象とする学校の範囲について
- （3）特例措置の対象となる児童の範囲（在校生、兄弟姉妹等）及び適用期間等について
- （4）小学校の特例措置に伴う中学校（大石南中学校または太平中学校）の選択肢の設定について